

債務整理の方法

	任意整理	特定調停	個人再生	自己破産
概要	<p>当事者間の話し合いにより、支払金額、支払期間等について新たに約定します。</p> <p>個人が行うことも可能ですが、弁護士又は認定司法書士に依頼して行う場合もあります。</p>	<p>簡易裁判所の調停委員の斡旋により、支払金額、支払期間等について新たに約定します。</p> <p>過払金の返還を求める場合は、別途訴訟を提起する必要があります。</p>	<p>地方裁判所が認可した再生計画に基づき債務を返済します。</p> <p>再生計画は、全債権者に対する債務の一部を原則3～5年で返済する内容となり、残りの債務は免除されます。</p>	<p>全財産を債務の返済に充てても返しきれなくなった場合に、地方裁判所を通じ債務の支払いを免責してもらいます。</p>
適した状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 借金総額が比較的少額 ● 引き直し計算により、借金の減額が見込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 借金の相手である貸金業者の数が少ない ● 引き直し計算により、借金の減額が見込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 借金の相手である貸金業者の数が多 ● 相談者が給与等の定期的な収入を得ている ● 住宅ローンがあり、住宅を手放したくない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 返済の見込みがない
メリット	● 受任通知や申立のあった旨の通知により、取立てが止まる			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者間の話し合いにより、柔軟な返済計画を組める ● 引き直し計算により、借金の減額が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調停委員による公平な結論が期待できる ● 返済計画に強制力があり、給与の差押えなども止められる ● 法律の専門家に依頼しないので費用が安い 	<ul style="list-style-type: none"> ● 話し合いによる解決が難しい場合でも債務整理が可能 ● 住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに債務整理をすることも可能（住宅ローン以外の抵当権が設定されている場合など、この特別条項が利用できない場合もあります） ● 給与の差押えなどを止められる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 免責が許可されれば、早期に借金から解放される ● 給与の差押えなどを止められる
デメリット	● 事故情報に登録される恐れがある			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 借金しているすべての貸金業者から同意を得る必要がある ● 返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与などを差し押さえられてしまう 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用できる者に制限がある ● 手続きが複雑なため、費用と時間がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低限の生活資材を除き、住宅などの財産を失う ● 破産原因によっては免責されない場合もある ● 官報に氏名、住所が掲載され、ヤミ金の標的にされる ● 免責が許可されるまでの間、一定の職業に就けない制限がある